

## 夕張市「わがまち特例」一覧表

No.	対象資産	特例対象	取得時期	特例割合	適用期間	根拠法令
1	水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設を設置する工場または事業場の汚水または廃液を処理する施設・設備	償却資産	令和6年4月1日～令和8年3月31日	1/2	定めなし	地方税法附則第15条第2項第1号
2	公共下水道を使用する者が設置した除害施設	償却資産	令和6年4月1日～令和8年3月31日	4/5	定めなし	地方税法附則第15条第2項第5号
3	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録を受けたサービス付き高齢者向け賃貸住宅	家屋	平成27年4月1日～令和9年3月31日	2/3	5年度	地方税法附則第15条の8第2項
4	児童福祉法に規定する家庭的保育事業の用に供する施設及び償却資産	家屋 償却資産	定めなし	1/2	定めなし	地方税法第349条の3第27項
5	児童福祉法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する施設及び償却資産	家屋 償却資産	定めなし	1/2	定めなし	地方税法第349条の3第28項
6	児童福祉法に規定する事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に供する施設及び償却資産	家屋 償却資産	定めなし	1/2	定めなし	地方税法第349条の3第29項
7	再生可能エネルギー特別措置法に規定する太陽光発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備を除く)で、出力1,000kw未満のもの	償却資産	令和6年4月1日～令和8年3月31日	2/3	3年度	地方税法附則第15条第25項1号イ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定する風力発電設備(認定発電設備に限る)で、出力20kw以上のもの	償却資産		2/3	3年度	地方税法附則第15条第25項1号ロ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定する地熱発電設備(認定発電設備に限る)で、出力1,000kw未満のもの	償却資産		2/3	3年度	地方税法附則第15条第25項1号ハ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定するバイオマス発電設備(認定発電設備に限る)で、出力10,000kw以上20,000kw未満のもの	償却資産		2/3	3年度	地方税法附則第15条第25項1号ニ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定するバイオマス発電設備のうち、木竹に由来するものまたは、農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換する設備(認定発電設備に限る)で、出力10,000kw以上20,000kw未満のもの	償却資産		6/7	3年度	地方税法附則第15条第25項2号
	再生可能エネルギー特別措置法に規定する太陽光発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備を除く)で、出力1,000kw以上のもの	償却資産		3/4	3年度	地方税法附則第15条第25項3号イ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定する風力発電設備(認定発電設備に限る)で、出力20kw未満のもの	償却資産		3/4	3年度	地方税法附則第15条第25項3号ロ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定する水力発電設備(認定発電設備に限る)で、出力5,000kw以上のもの	償却資産		3/4	3年度	地方税法附則第15条第25項3号ハ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定する水力発電設備(認定発電設備に限る)で、出力5,000kw未満のもの	償却資産		1/2	3年度	地方税法附則第15条第25項4号イ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定する地熱発電設備(認定発電設備に限る)で、出力1,000kw以上のもの	償却資産		1/2	3年度	地方税法附則第15条第25項4号ロ
	再生可能エネルギー特別措置法に規定するバイオマス発電設備(認定発電設備に限る)で、出力10,000kw未満のもの	償却資産		1/2	3年度	地方税法附則第15条第25項4号ハ
8	マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等で一定の要件(大規模修繕工事等)を満たすマンション	家屋	令和7年4月1日～令和9年3月31日	1/3	1年度	地方税法附則第15条の9の3